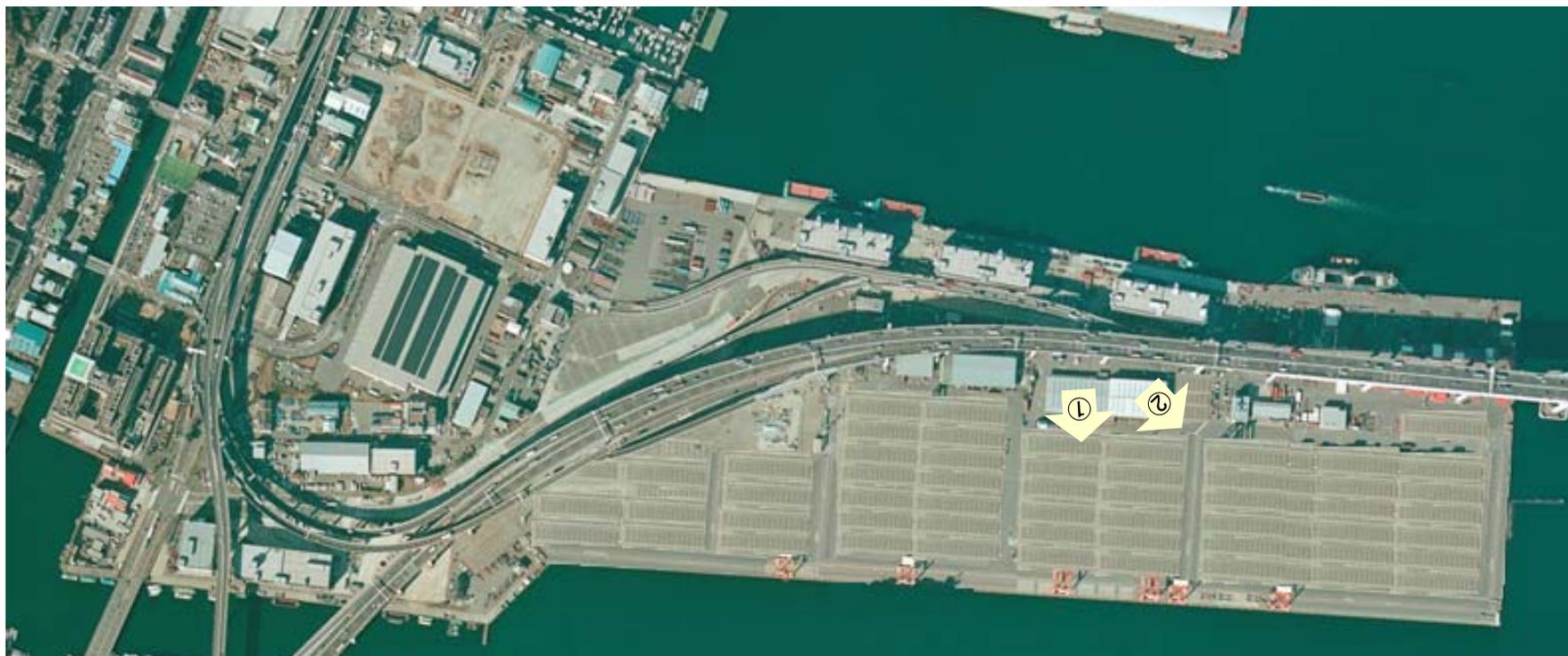


第64回 横浜市港湾審議会

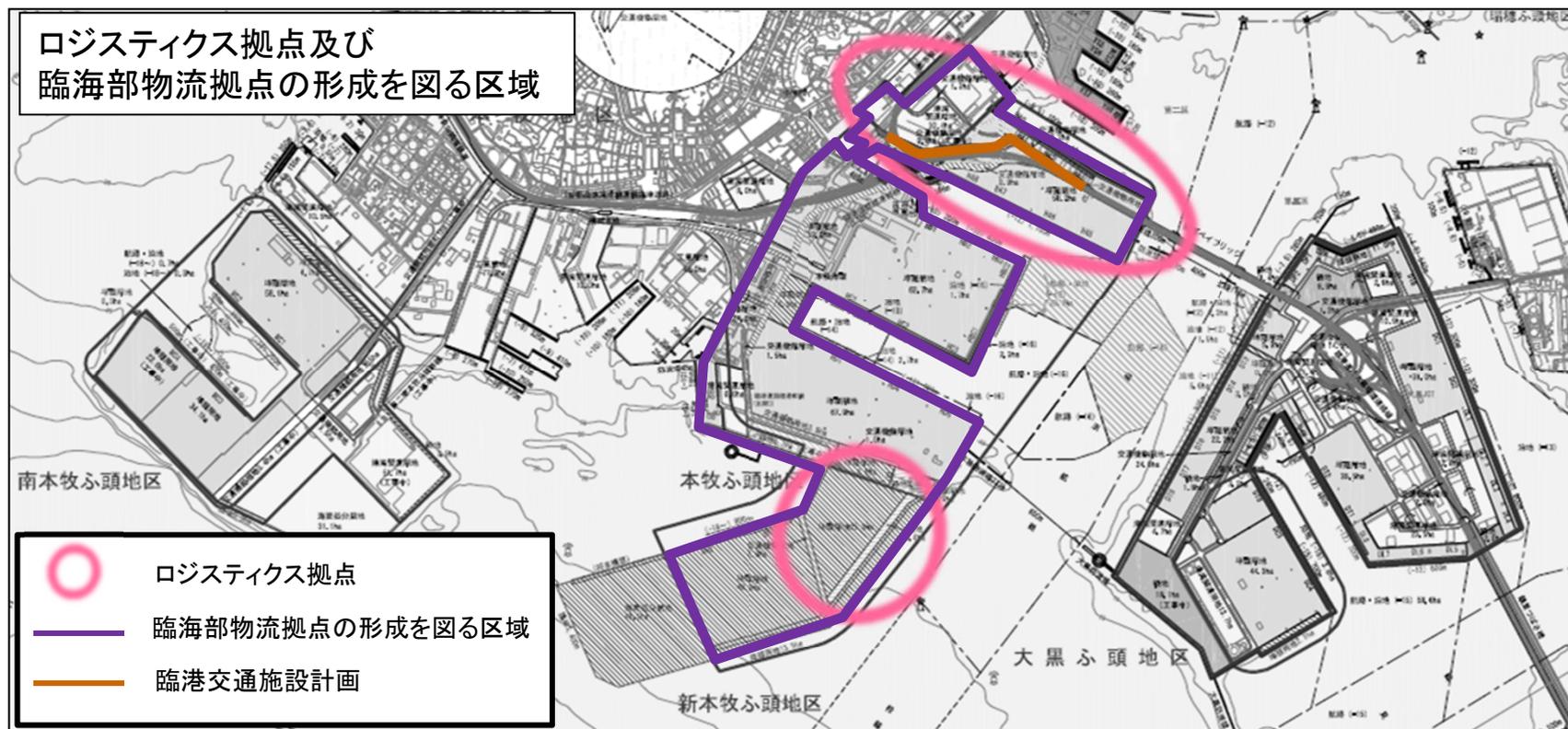
- 〔議題〕
- 1 横浜港港湾計画の軽易な変更及び臨港地区内の分区の変更
 - (1)「臨海部物流拠点の形成を図る区域」及び臨港交通施設計画の追加
【本牧ふ頭、新本牧ふ頭地区等】
 - (2)「外航旅客の良好な受入環境を形成する区域」の追加
【新港ふ頭地区】
 - (3) 臨港交通施設計画(歩行者専用道路)の追加
【みなとみらい21地区】
 - (4) 民間専用埠頭計画の変更(既存係留施設の撤去)
【神奈川地区】
 - (5) 南部市場再編に伴う分区の変更
【金沢地区】
 - 2 平成28年度港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定

(1) 「臨海部物流拠点の形成を図る区域」及び臨港交通施設計画の追加
【本牧ふ頭地区、新本牧ふ頭地区等】：現況



(1) 「臨海部物流拠点の形成を図る区域」及び臨港交通施設計画の追加 【本牧ふ頭地区、新本牧ふ頭地区等】：変更理由

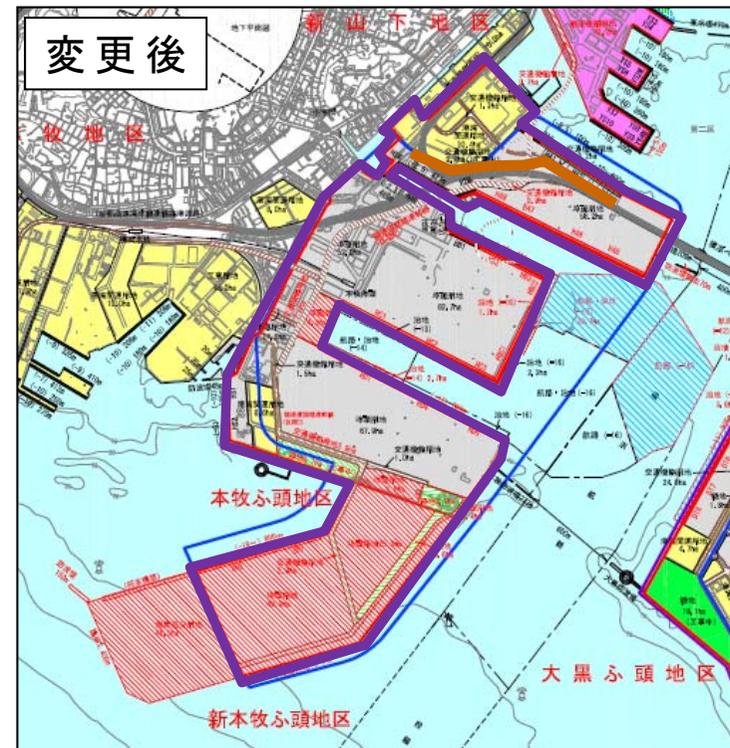
- 本牧ふ頭A突堤、新本牧ふ頭等において、高機能な物流施設を集積し、ロジスティクス拠点を形成する。そのため、近接するコンテナターミナルを含めて、「臨海部物流拠点の形成を図る区域」を設定する。
- 本牧A突堤において、物流施設を集積のために現道を改修する。そのため、その道路を臨港交通施設計画に臨港道路として位置付ける。
- 区域内では、臨港道路等の改修に国費を導入することが可能となる。



(1) 「臨海部物流拠点の形成を図る区域」及び臨港交通施設計画の追加 【本牧ふ頭地区、新本牧ふ頭地区等】：計画変更内容

港湾計画を次のとおり変更する。

- 「臨海部物流拠点の形成を図る区域」を本牧ふ頭地区、新本牧ふ頭地区等に設定する。
- 本牧ふ頭A突堤において、臨港交通施設計画に臨港道路を追加する。



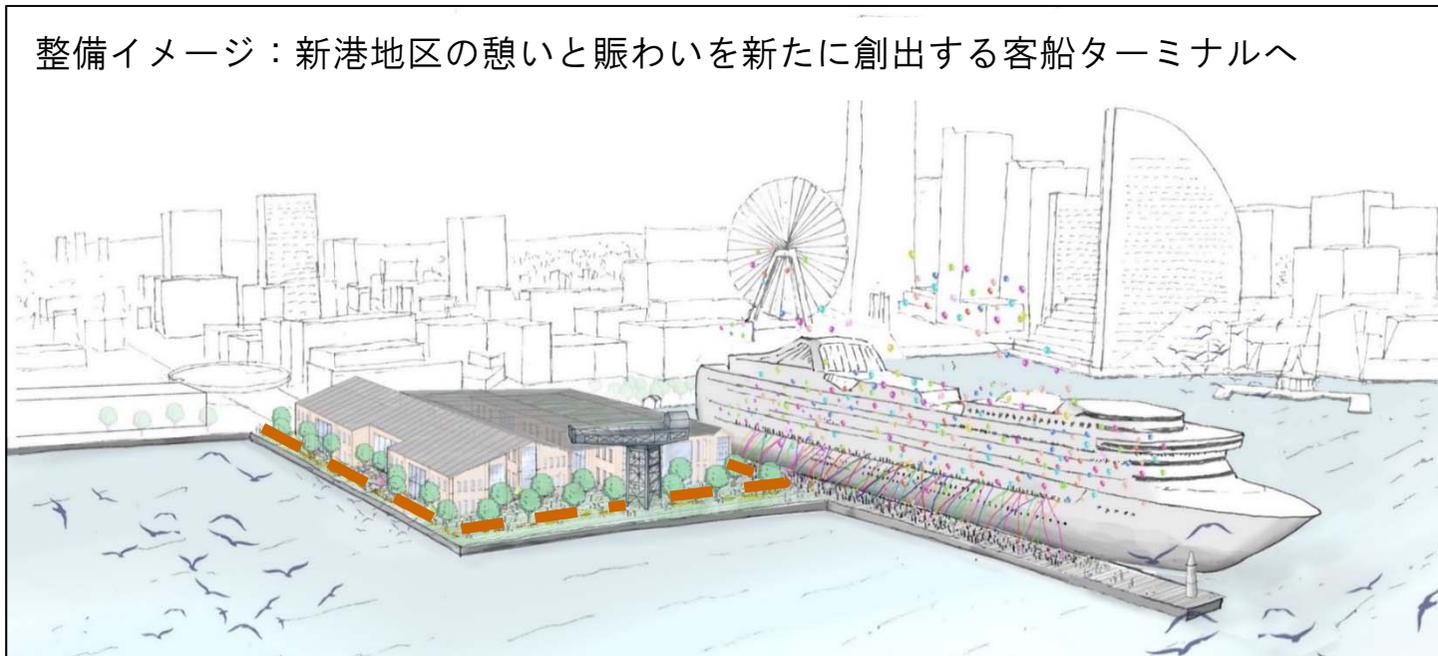
(2) 「外航旅客の良好な受入環境を形成する区域」の追加 【新港ふ頭地区】：現況



(2) 「外航旅客の良好な受入環境を形成する区域」の追加 【新港ふ頭地区】：変更理由

- 今年7月の港湾法改正により、外航クルーズ需要の増大に対し、旅客の受入環境を改善するため、民間事業者による旅客施設等の建設又は改良に対して、資金の無利子貸付けを導入することが可能になった。
- 無利子貸付制度の導入に当たり、公民連携事業により整備を行う新港9号客船ターミナル施設整備予定地を「外航旅客の良好な受入環境を形成する区域」に設定する。

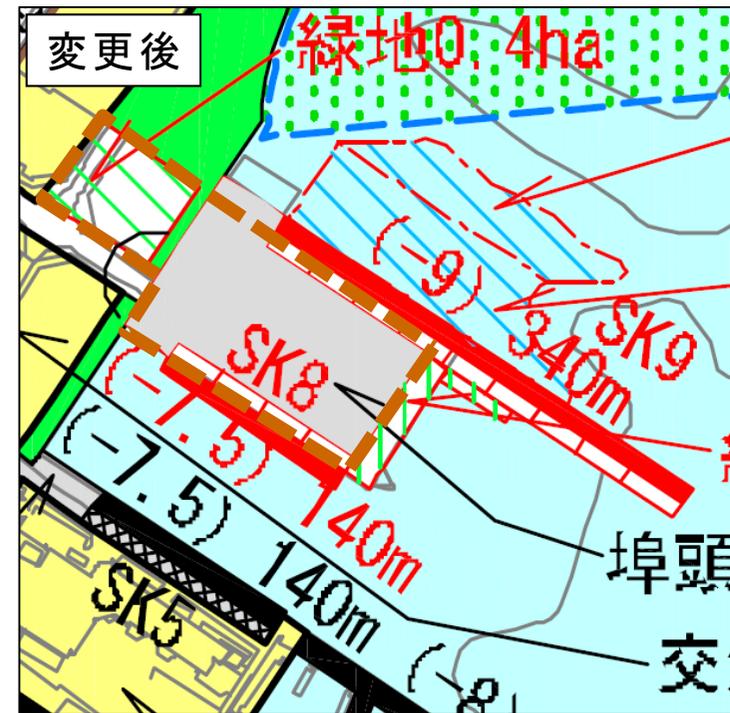
整備イメージ：新港地区の憩いと賑わいを新たに創出する客船ターミナルへ



(2) 「外航旅客の良好な受入環境を形成する区域」の追加 【新港ふ頭地区】：計画変更内容

港湾計画を次のとおり変更する。

- 「外航旅客の良好な受入環境を形成する区域」を新港9号客船ターミナル施設整備予定地に設定する。



(3) 臨港交通施設計画（歩行者専用道路）の追加 【みなとみらい21地区】：20街区MICE施設の概要

※M I C E：Meeting(会議・研修)、Incentive(招待旅行)、Convention(国際会議・学会会議)、Exhibition(展示会)という4つの頭文字を合わせた略称

○事業概要

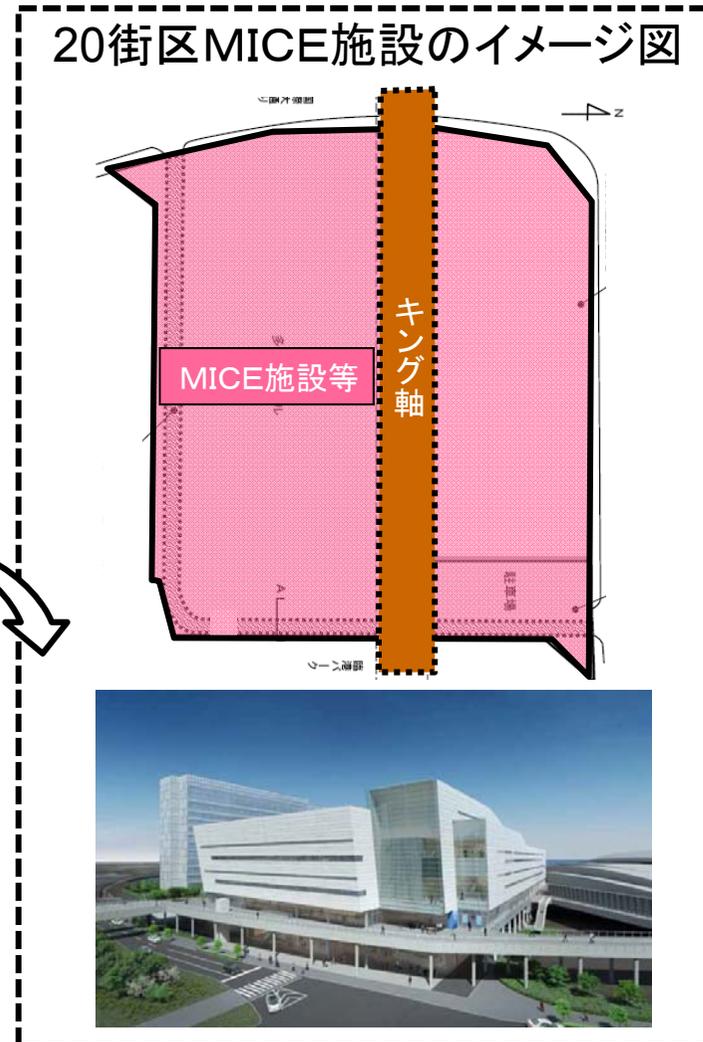
公民連携事業によるM I C E施設等の設計、建設及び維持管理

○施設概要

M I C E施設等（多目的ホール及び会議室等）

○スケジュール

- ・平成27年8月 事業者決定
- ・平成27～31年度 設計及び建設工事
- ・平成32年4月 供用開始



(3) 臨港交通施設計画（歩行者専用道路）の追加 【みなとみらい21地区】：現況と街区開発計画

- 「みなとみらい21中央地区地区計画」において、新高島駅方面から20街区MICE施設を経て臨港パークへ至るアクセスとして、地区施設（キング軸）が位置づけられている。



(3) 臨港交通施設計画（歩行者専用道路）の追加 【みなとみらい21地区】：変更理由

○臨港地区内における主要な歩行者動線として、臨港交通施設計画に臨港道路（歩行者専用道路）を位置付ける。



(3) 臨港交通施設計画（歩行者専用道路）の追加 【みなとみらい21地区】：計画変更内容

港湾計画を次のとおり変更する。

○臨港交通施設計画として、臨港道路（歩行者専用道路）を追加する。



(4) 民間専用埠頭計画の変更 (既存係留施設の撤去) 【神奈川地区】：現況



(4) 民間専用埠頭計画の変更（既存係留施設の撤去） 【神奈川地区】：変更理由

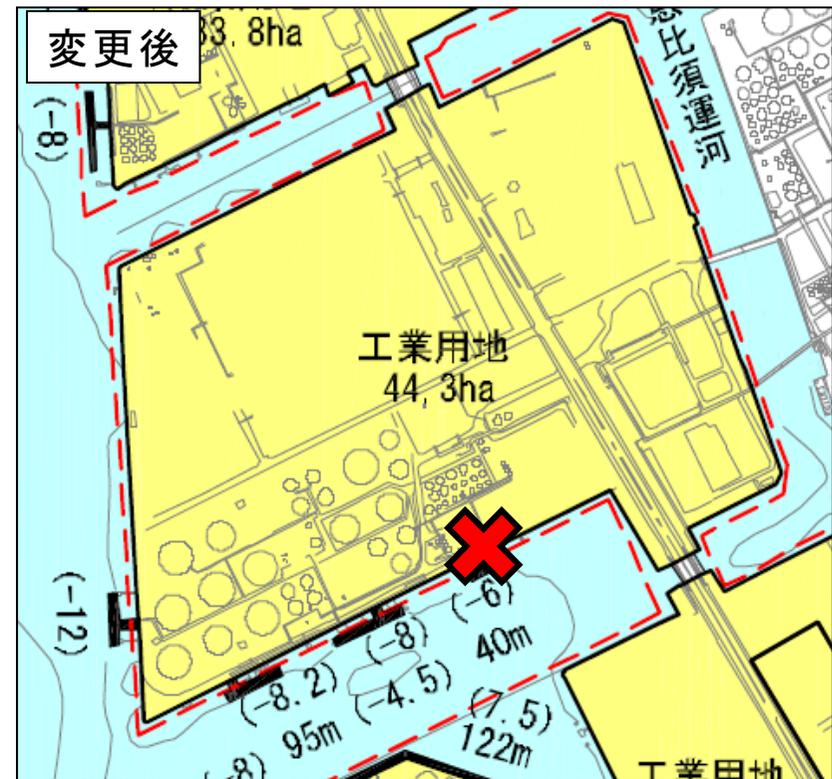
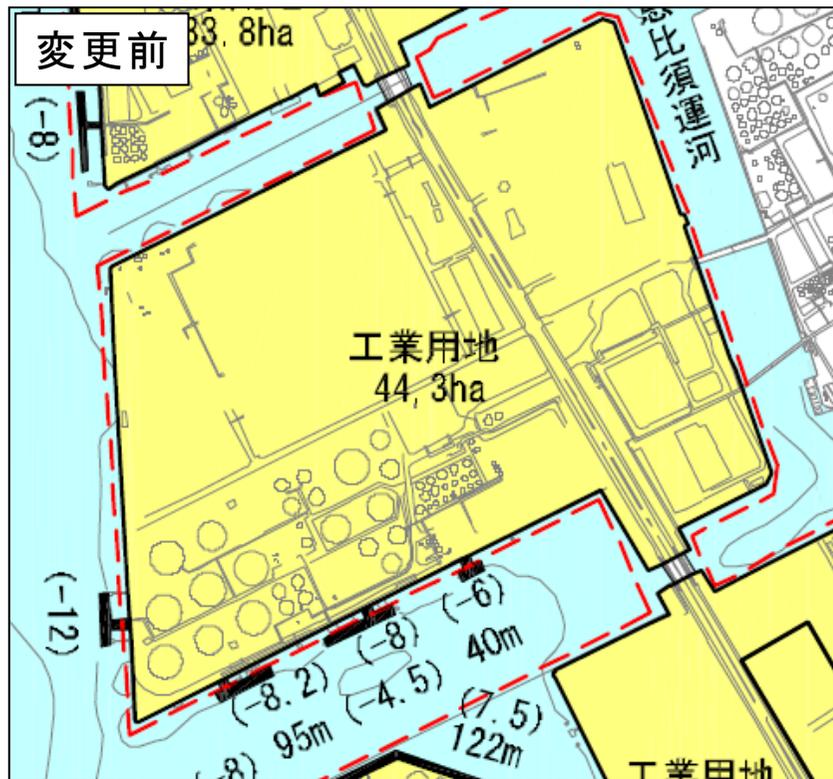
- 民間業者が所有する係留施設について、使用する予定がなく、老朽化していることから係留施設の撤去を計画に位置付ける。
- なお、撤去対象の係留施設の機能は、プラント内配管の変更を行ったうえ他の係留施設に集約している。



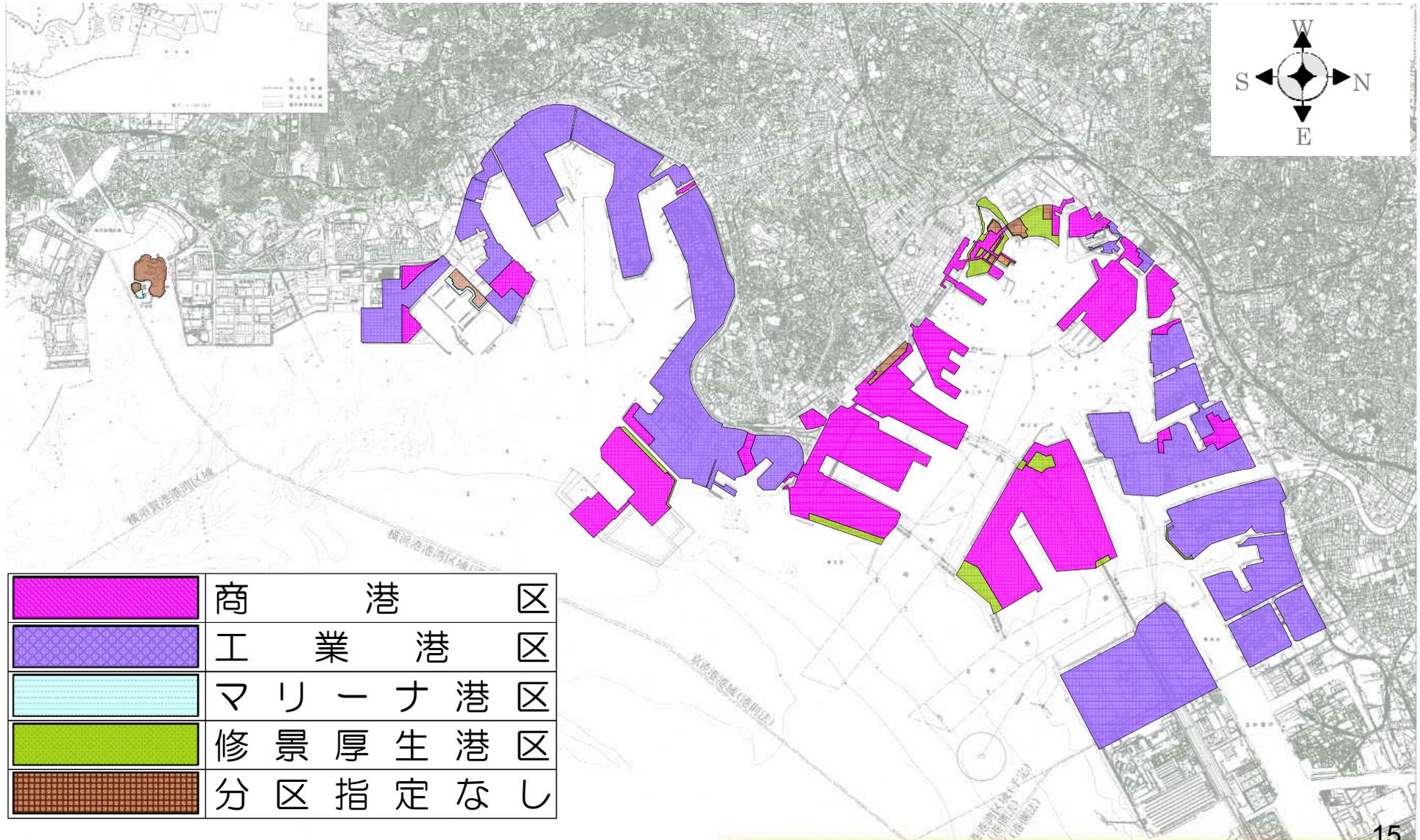
(4) 民間専用埠頭計画の変更（既存係留施設の撤去） 【神奈川地区】：計画変更内容

港湾計画を次のとおり変更する。

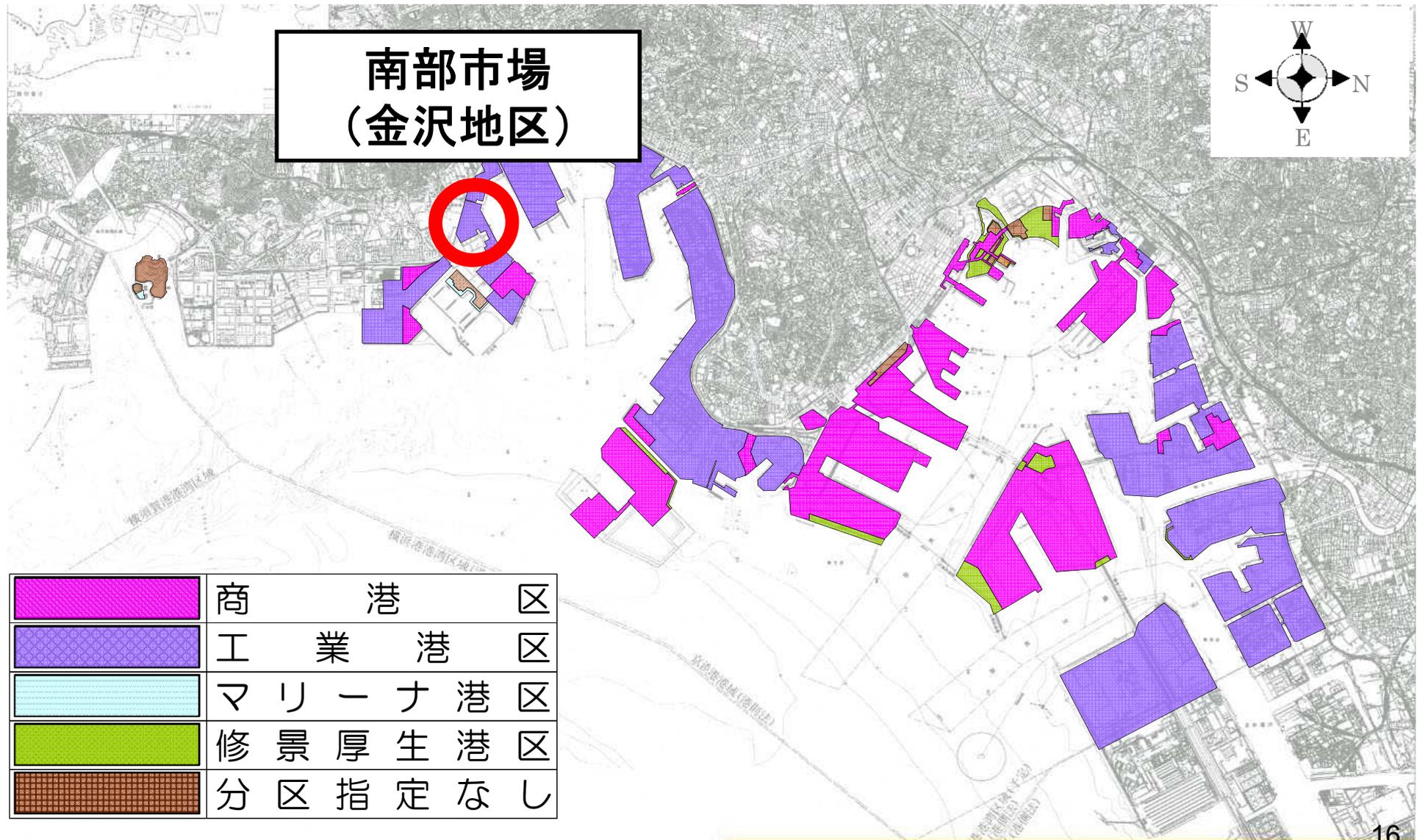
- 専用埠頭計画の変更として、既存係留施設の撤去を位置付ける。
水深6m 1バース



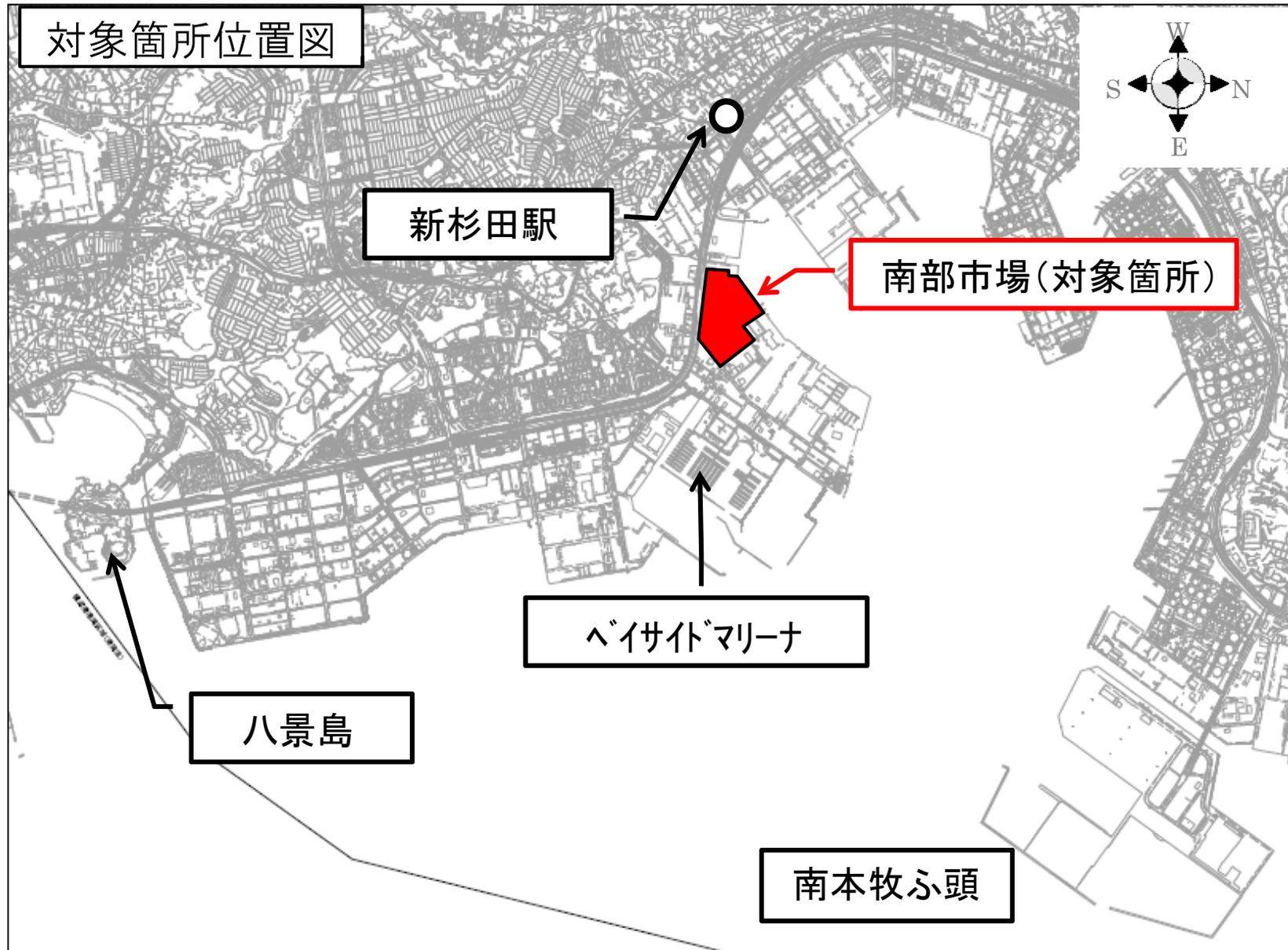
(5) 南部市場再編に伴う分区の変更【金沢地区】 ：分区の指定状況



(5) 南部市場再編に伴う分区の変更【金沢地区】 ：対象場所

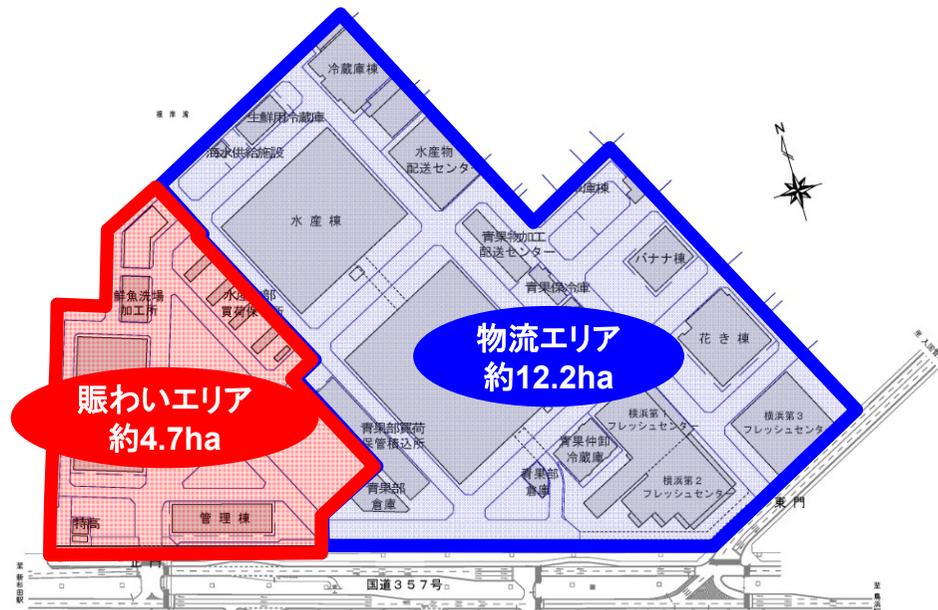


(5) 南部市場再編に伴う分区の変更【金沢地区】 ：対象位置図



(5) 南部市場再編に伴う分区の変更【金沢地区】 ：変更理由

- 南部市場は、都市計画マスタープラン及び横浜市中期4か年計画に基づき、中央卸売市場本場を補完する「物流エリア」と、市民に開放された「賑わいエリア」に再編する。
- 「賑わいエリア」については、公募により選定した民間事業者に土地を貸付け、食の拠点としてのイメージを活かし、市場の魅力を発信する施設の建設・運営等を行う。(平成28年9月公募への参加表明受付、29年1月に提案書の受付を予定)
- 現在、市場の区域変更や地区計画の設定のため、都市計画の変更手続きを行っており、本年11月8日に地区計画の原案の縦覧が終了している。
- 本事業の実現のため、臨港地区内の分区指定の解除を行う。

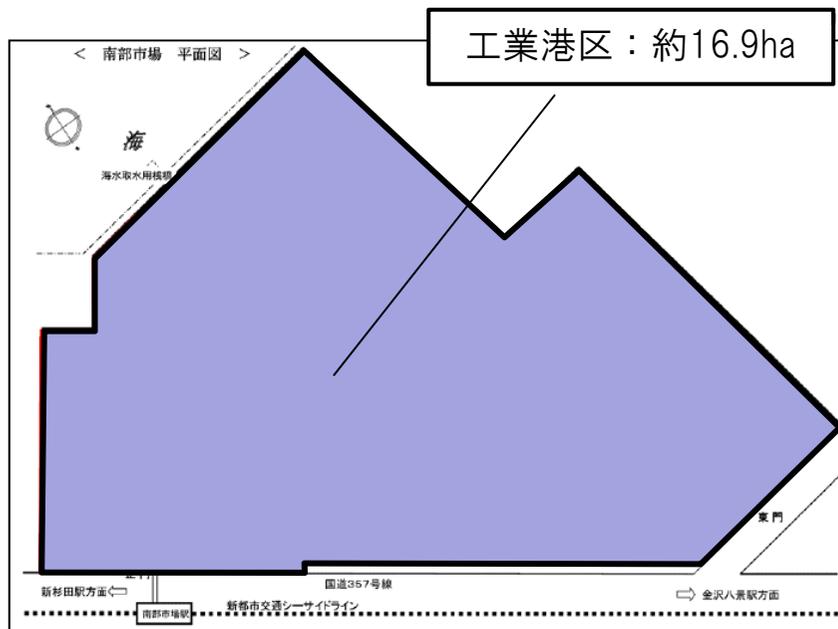


(5) 南部市場再編に伴う分区の変更【金沢地区】 ：分区変更の内容

分区を次のとおり変更する。

○工業港区 約 16.9ha → 約 12.2ha 変更なし（工業港区）
→ 約 4.7ha 分区解除

現行分区図



変更案

